

情報通信審議会 電気通信事業政策部会・
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会
合同ヒアリング資料

ブロードバンド普及促進のための 競争政策の在り方

平成23年6月21日
株式会社ケイ・オプティコム

光をもっと、あなたのそばに。


K-OPTI.COM

今回、弊社は、

- ・地域で、固定通信をメインに、展開している事業者
- ・自ら光ファイバを敷設し、FTTHサービス等を提供している事業者
- ・NTT西日本と競争している事業者

の立場から、

- ①グループドミナンスの問題
- ②モバイル市場での競争
- ③固定通信市場での競争
- ④NTT東西の活用業務の問題
- ⑤市場監視機能の強化

等について、意見を述べさせていただきます

①グループドミナンスの問題～NTTグループ

○NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度・NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にある

○また、委託会社を介せば、自由にグループ連携が可能な状況

事例

- ・NTT IDログインサービス(NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等によるID連携)
…オープンな技術を採用しているが、NTTグループ色を前面に出した仕組み
- ・光ポータブル(NTT東西のモバイルWiFiルータ)
…NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入
- ・マイエリアサービス(NTTドコモのフェムトセル基地局)
…サービス開始時、NTT東西のフレッツ回線のみに対応(他社回線にて容易に対応できる仕様でない)
- ・代理店での一体販売
…販売手数料等を原資に、NTTグループサービスのセット割引が可能

○強大な市場支配力を持つNTTグループのグループ内に閉じた連携は、公正競争環境に深刻なダメージを与える

NTTグループのグループドミナンスに対して、行為規制の厳正化等、更なる措置が必要

- 例えば
- ・NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用禁止
 - ・他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止
 - ・NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止
 - ・資本関係のない委託会社への管理監督義務の明確化 等

※上記について、法・省令での規定、もしくは「電気通信分野における競争の促進に関する指針」(いわゆる共同ガイドライン)への禁止行為事例として追加

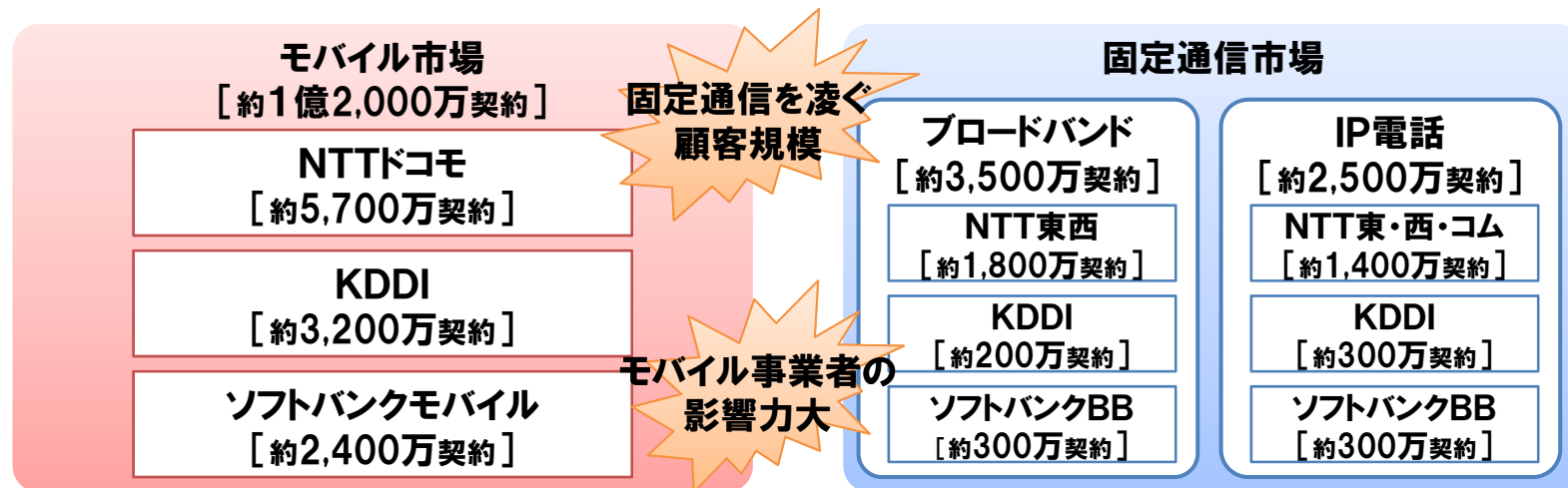
①グループドミナンスの問題～モバイル事業者を核とした「企業グループ」 3

- 現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している
- 資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつある

事例

- ・自グループ内の携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化
- ・自グループ内の利用料金の一括請求化
- ・携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売

- そもそも、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要



※H23.3総務省報道資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(H22.12末)」より弊社で算出

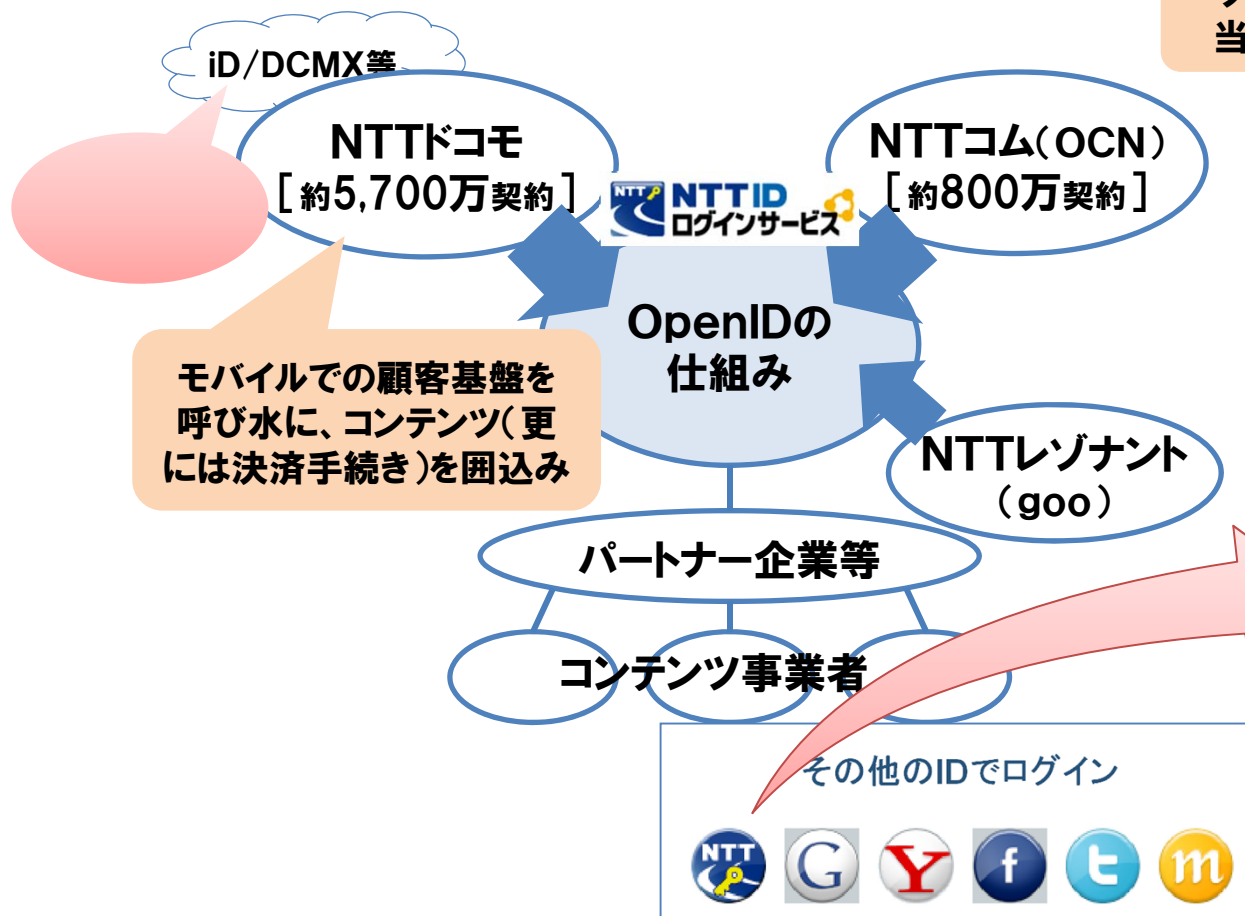
少なくとも、上位3社のモバイル事業者に対して、**厳正な規制(接続規制・行為規制等)を導入すること等について検討が必要**

例えば

- ・グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保
- ・第一種指定電気通信設備制度を参考とした接続制度の導入 等

例えば、以下のような取組みにより、モバイル事業者を含めた「企業グループ」全体の顧客基盤を呼び水に、コンテンツ等を囲込み

例:NTT IDログインサービス



グループ色を前面に出した仕組みには、当該グループの会社以外は参加しにくい



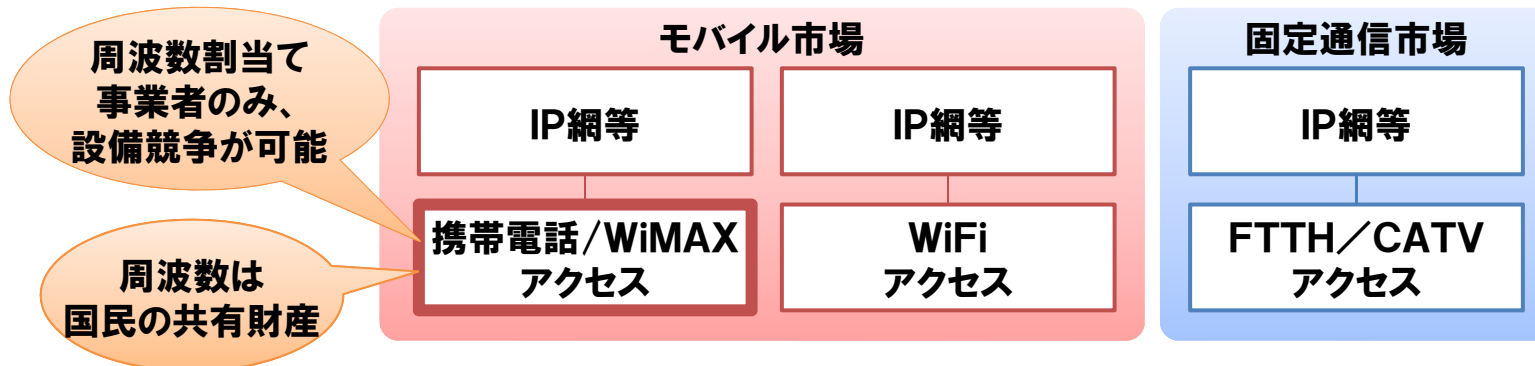
②モバイル市場での競争～モバイル市場の特性

基本的な考え

- 公正競争環境のもと、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進することで、利活用促進に繋がり、ひいてはブロードバンドの普及促進に寄与
- 技術革新を伴う「設備競争」は、その上の「サービス競争」を発展させるために、不可欠であり、基本的には、まず「設備競争」在りきで考えることが適当

モバイル市場の特性

- 固定通信やWiFiは、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であるが、携帯電話／WiMAX等のモバイルは、少数の周波数割当て事業者しか設備競争に参入できない
- そもそも、有限希少な周波数は、国民の共有財産であることから、可能な限り、広く多くの者で利用することが求められる



有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、「周波数割当て事業者による設備競争」に加え、「MVNOによる競争」が重要

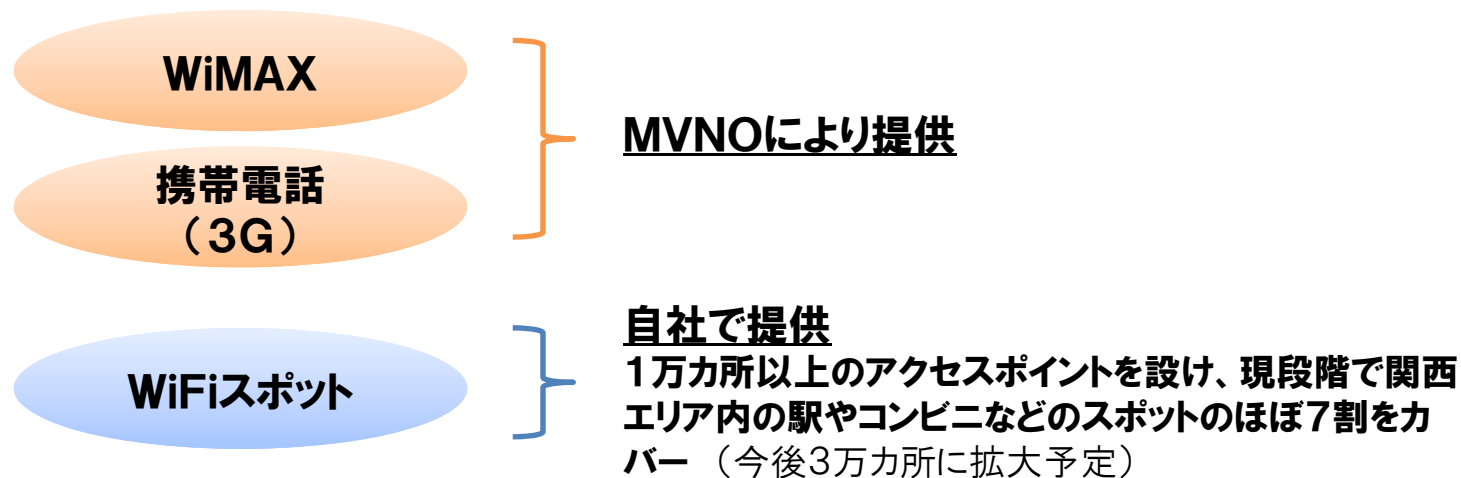
②モバイル市場での競争～弊社の取組み

○弊社は、近畿2府4県をサービスエリアとして、主に固定通信サービスを提供

個人向け：光ファイバ通信サービス(eo光ネット、eo光電話、eo光テレビ)等

法人向け：VPNサービス、専用線サービス、インターネット接続サービス 等

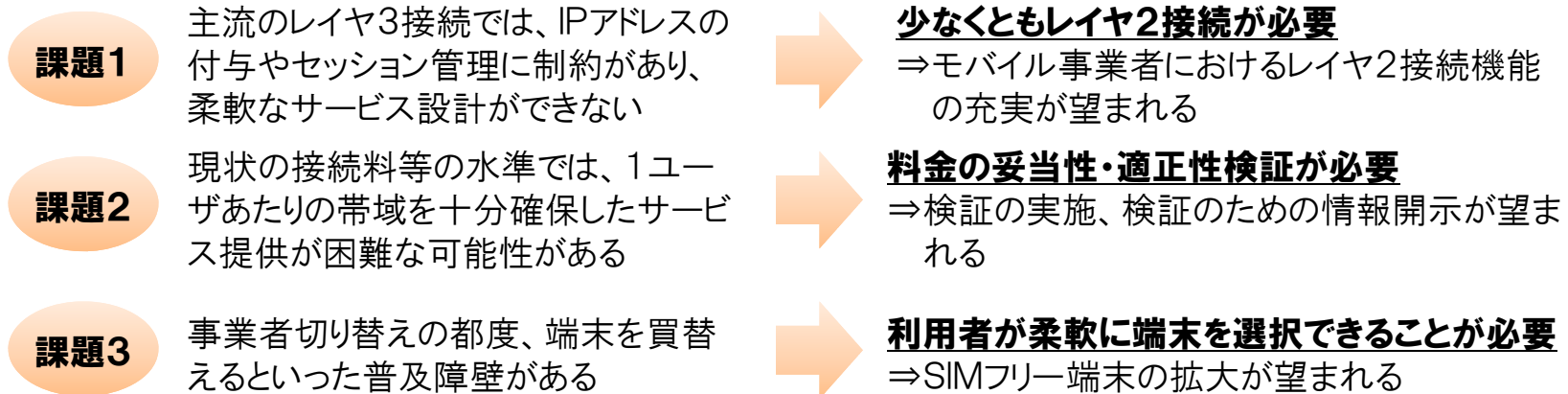
○近年の高機能モバイル端末の登場等による屋外でのブロードバンドニーズの高まり、それに伴うFMCサービスの可能性を踏まえ、モバイルサービスの提供も開始



②モバイル市場での競争～MVNOの推進

- 現状、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、モバイル事業者と競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていない
- また、MVNOに係る制度自体が、ガイドラインに委ねられており、実効性に懸念

[MVNOでのサービス提供上の課題]



無線ブロードバンドの普及促進に向けては、設備競争に配慮しつつも、

①MVNOに関し、合理的で透明性の高い、公平な競争条件の整備が必要

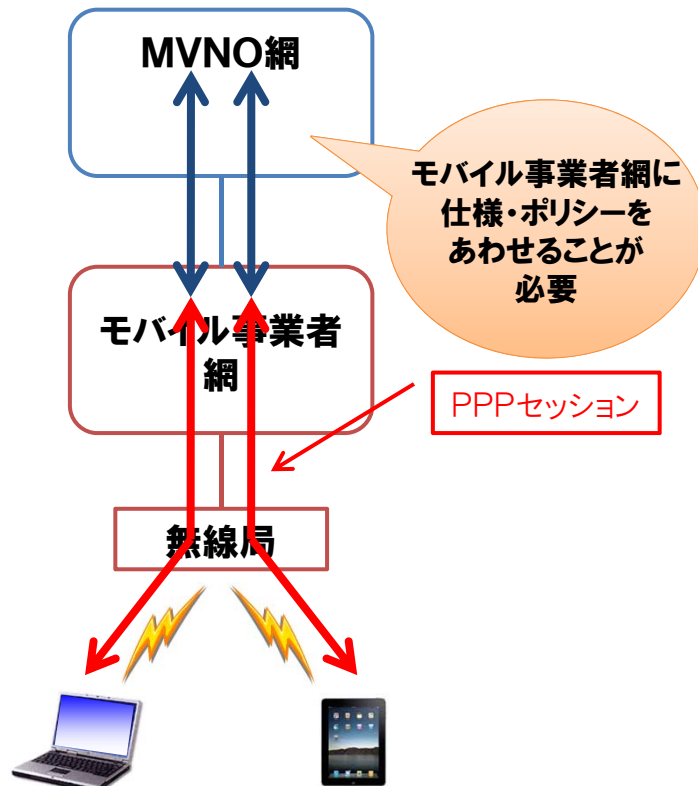
- 例えば
- ・接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等)
 - ・接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、検証に資する情報の開示
 - ・SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 等

②あわせて、MVNOに係る制度の位置付けについて、法令への落としみを含め、再検討も必要

レイヤ3接続

MVNOのサービスは、「モバイル事業者サービスの焼き直し」や「モバイル事業者サービス+付加価値」程度に止まる

モバイル事業者・MVNO間の競争には至りにくい

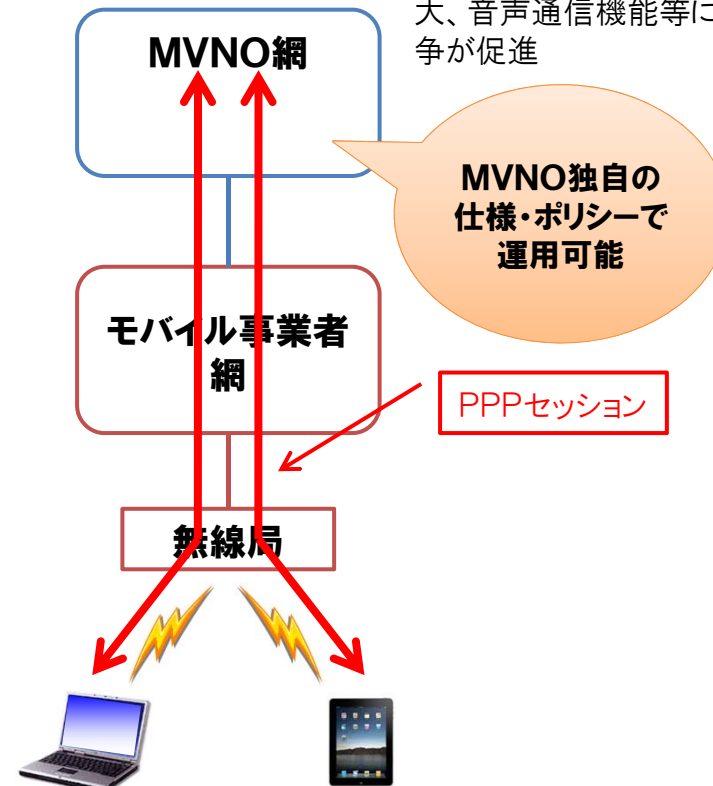


レイヤ2接続

MVNOにとって、モバイル事業者により近い立場でサービスの提供が可能

モバイル事業者・MVNO間競争の実現に向けたベース

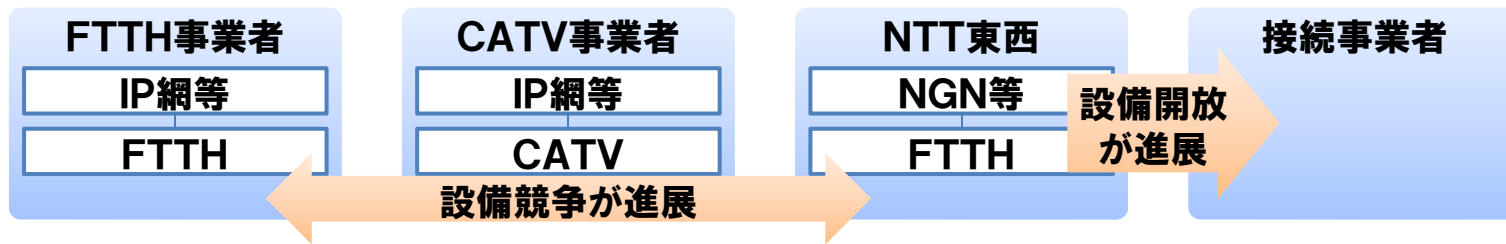
料金水準の検証、SIMフリー端末拡大、音声通信機能等により、更に競争が促進



③ 固定通信市場での競争～固定ブロードバンドの普及促進

固定通信市場の状況

- 固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PS TN・メタル中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争しているインフラ事業者が多く存在
- NTT東西に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われている
- 「インフラ事業者による設備競争」と「NTT東西による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、インフラ事業者、NTT東西、接続事業者の間の公平性担保が重要



固定ブロードバンドの普及促進に向けては、
「インフラ事業者による設備競争」と「接続による競争」を、バランスよく推進することが必要

[NTT東西の設備開放時の留意点]

アンバンドル

…設備競争とのバランスを考慮した適切なアンバンドルが必要

接続料設定

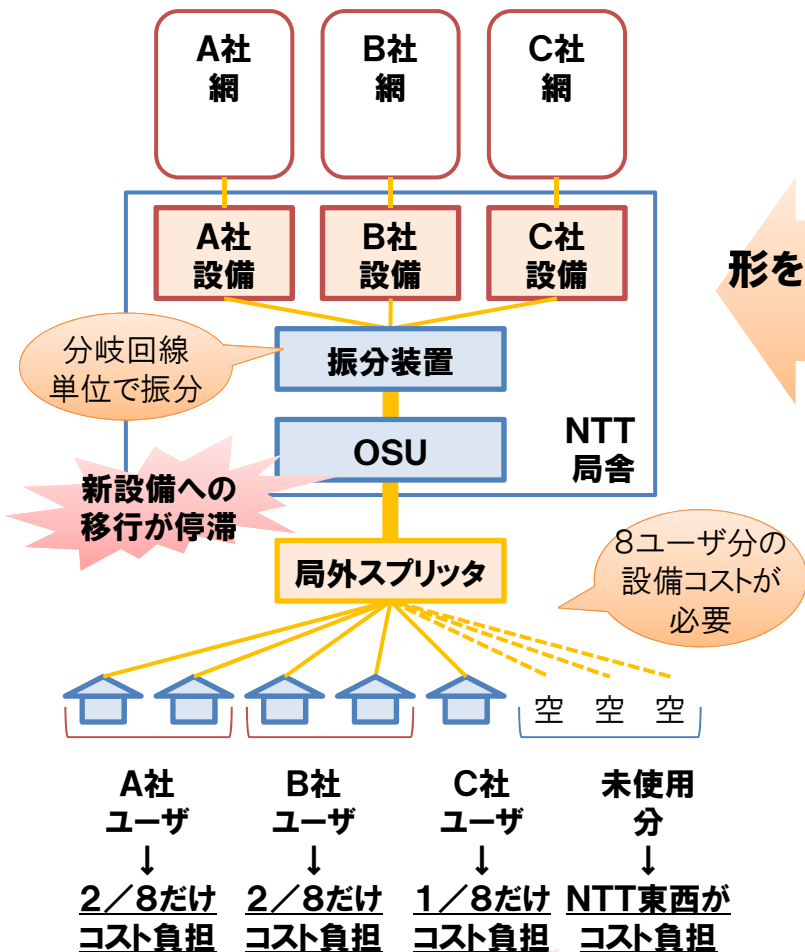
…適正に設備コスト等を反映した接続料設定が必要

[公平性を欠く事例]

分岐回線単位での加入光ファイバ接続料設定

※GC類似接続等の検討において、同様の問題が内在していないか十分留意が必要

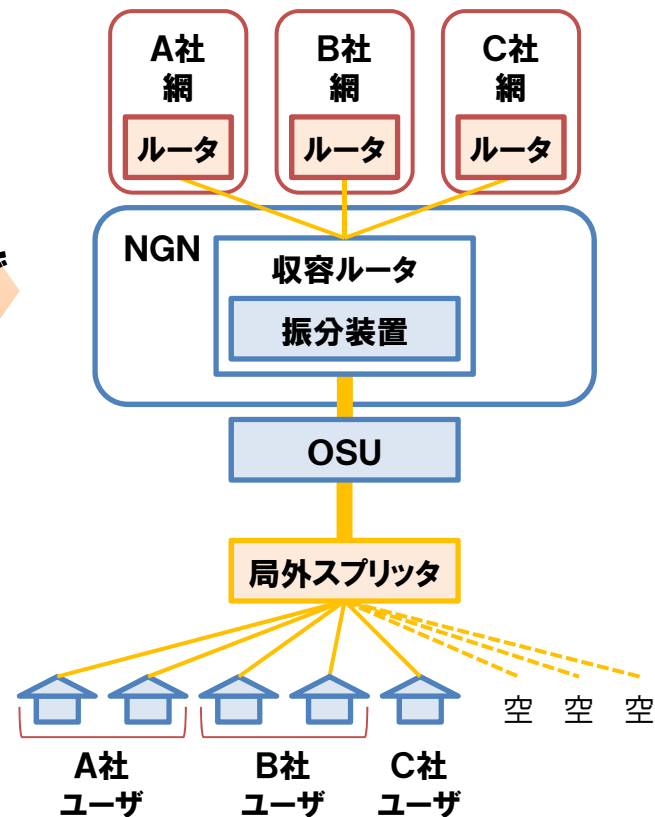
分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定(OSU共用案)



設備コストをNTT東西につけ回すことで、インフラ事業者との間で、不公平な競争環境を生む

形を変えただけで同じ

NTT-NGNでのGC類似接続等



GC類似接続等が、「分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定」と同様の考え方等のもと、導入検討されるのであれば、反対

- 電柱・管路等については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の策定、その後の数次の改正により、オープン化の取組みは進展
- 一方、道路や河川の占用手続きについては、道路等の管理者によって、手続きの考え方等が異なるうえ、電子化も一部に止まっている（近畿圏の主要管理者だけでも約300箇所）

課題1

国・都道府県・市町村に管理者が分かれ、また申請様式等も管理者ごとに異なるため、申請に非常に手間がかかる

課題2

道路等が移管され管理者が変わった場合（例：国→都道府県）、旧管理者に廃止申請、新管理者に新規申請をそれぞれ行う必要がある

課題3

河川保全区域内外であるかの判断は、地図や現地の境界標を河川管理者と共に確認することで行う場合が多く、時間がかかる

- また、私有地の所有者への承諾手続き（上空通過を含む）についても、円滑な線路敷設を難しくする要因の一つ

**線路敷設の円滑化、ひいては設備競争の促進のために、
ICT利活用による手続きの効率化・簡素化等の検討が必要**

例えば ・道路等の占用手続きに係る申請書類の統一化、共通的な申請システムの構築
・道路管理者間の申請内容の引継ぎ
・民地承諾手続きの簡素化 等

- これまで、NTT東西は、次々と活用業務を申請し、活用業務が無視できない規模に拡大
これが競争を阻害し、NTT東西の市場シェア高まりの主因
- 今回成立した改正NTT法により、活用業務に係る手続きが、現行の「認可制」から「事前届出制」へと見直された
- これにより、なし崩し的な業務範囲拡大が、さらに進み、NTT東西の独占回帰に繋がる懸念

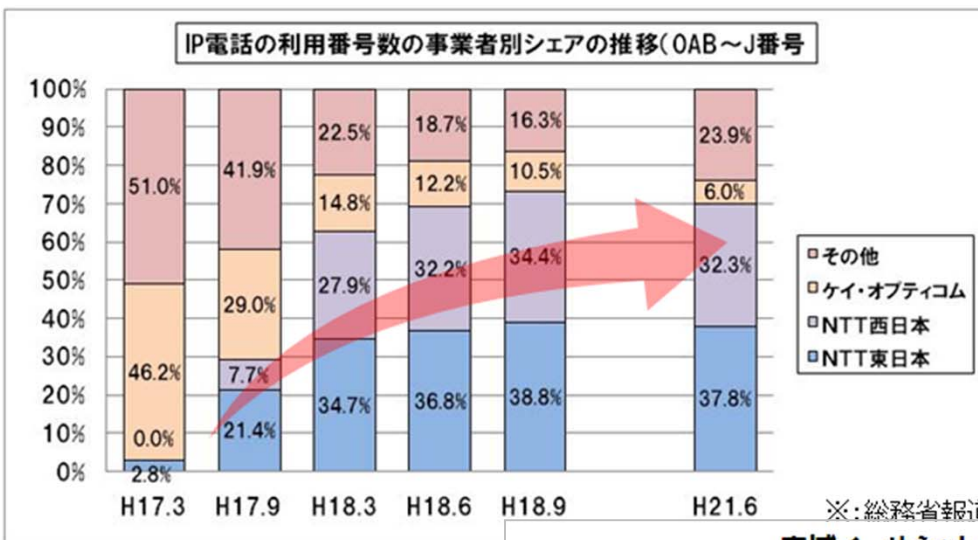
○本来は、活用業務制度を廃止すべき

○これ以上の業務範囲拡大が進まぬよう、「事前届出制」においても、省令・ガイドラインにて、公正競争確保のための措置を講じるとともに、厳正な運用が必要

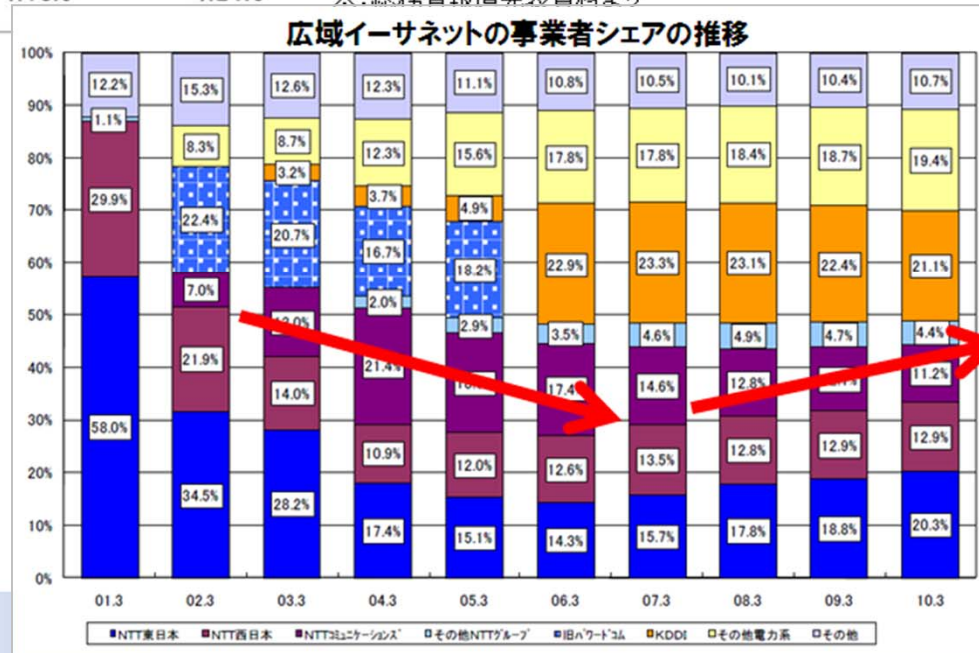
- 例えば
- ・活用業務として届出可能な業務・条件を事前に明示
 - ・届出前に内容を公表することを含め、競争事業者の認知から活用業務開始予定までの期間を十分確保
 - ・届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置 等

(補足)NTT東西の活用業務による影響例

現在のNTT東西の主力サービスのほとんどは、活用業務制度を利用し提供
(フレッツ光、ひかり電話、フレッツ・テレビ、ビジネスイーサ)



IP電話では、FTTHとのバンドル提供、加入電話からのマイグレーションと相まって、1年半程度でNTT東西のシェアが急伸



減少を続けていたNTT東西のシェアが上昇傾向に転じている

⑤市場監視機能の強化

- 競争状況等の継続的なチェック、3年後の包括的な検証は、既存の「競争評価制度」「競争セーフガード制度」を活用して実施することが適当
- ただし、より実効性を確保する観点から、両制度の機能強化が必要

○委員会を設置する等して、「競争評価制度」と「競争セーフガード制度」の一体的運用や、より透明性の高い形でのチェックを実施

○より多角的な視点からの競争状況等の分析・評価

- 例えば
- ・ブロードバンド利活用の進展度合い
 - ・NTTグループをはじめとした「企業グループ」の市場への影響力
 - ・NTT東西の活用業務や接続料による競争環境への影響 等

競争評価制度

- 電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針等
- 競争評価アドバイザリーボード

競争セーフガード制度

- 競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン

- ・委員会等による一体運用や透明性の向上
- ・より多角的な視点からの分析・評価

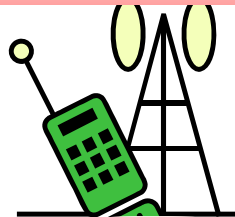
- 今回の論点の一つに、「鉄塔等のオープン化措置」が挙げられている
- 弊社は、昭和63年に鉄塔賃貸事業を行う会社として発足し、電気通信事業の開始後も、電気通信事業とは別の事業として、鉄塔賃貸事業を展開(※自社電気通信事業での利用実績なし)
 - ・携帯電話事業者や放送事業者等に対し、分け隔てなく鉄塔等を賃貸
 - ・鉄塔等の共同利用についても、事業開始当初より積極的に提案・推進
- 平成22年2月に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の対象に鉄塔等が追加されたが、対象となる鉄塔等について明確な区分がない

改正時の弊社提出意見に対する情報通信審議会の考え方(抜粋)

本ガイドラインは、電気通信事業者が保有する鉄塔等について貸与時の標準的な取扱いを規定するものであり、当該鉄塔等の建設・保有の目的にかかわらず、当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではありません。

賃貸事業用の鉄塔を明確に除外して頂くよう、強く要望

電気通信事業用鉄塔



ガイドライン対象とし、事業者間の協議を円滑化

明確な区分が必要

賃貸事業用鉄塔



ビジネススペースで交渉

モバイル・固定通信市場それぞれの特性等に応じて、公正競争環境を整備し、活発な競争を促進することで、ブロードバンドの普及促進に繋がるものと考えます

①グループドミナンスの問題

- ・NTTグループのグループドミナンスに対して、行為規制の厳正化等、更なる措置が必要
- ・少なくとも上位3社のモバイル事業者に対し、厳正な規制を導入すること等の検討が必要

②モバイル市場での競争

- ・有限希少な周波数の利用が前提のモバイル市場では、「MVNOによる競争」が重要
- ・無線ブロードバンドの普及促進に向けて、設備競争に配慮しつつも、MVNOに関し、合理的で透明性の高い、公平な競争条件の整備が必要
- ・MVNOに係る制度の位置付けについて、法令への落とし込みを含め、再検討も必要

③固定通信市場での競争

- ・設備競争とNTT東西の設備開放が進展している固定通信市場では、事業者間の公平性担保が重要
- ・固定ブロードバンドの普及促進に向けて、設備競争と接続による競争を、バランスよく推進することが必要

④NTT東西の活用業務の問題

- ・省令・ガイドラインにて、公正競争確保のための措置を講じる等、厳正な運用が必要

⑤市場監視機能の強化

- ・多角的な視点から競争状況等の分析・評価を行うとともに、委員会を設置する等して、より透明性の高い形でのチェックが必要

※その他、鉄塔等に係る検討において、賃貸事業用の鉄塔を明確に除外して頂くよう、強く要望

①第一種指定電気通信設備制度を参考とした規制の導入を検討

- ・モバイル事業者をフックとしたグループドミナンスの排除
- ・MVNO向け接続制度の厳正化 等

[現在の枠組み]

		固定市場	モバイル市場			
		NTT東西	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル	イー・アクセス他
行為規制	・接続情報の目的外利用・提供の禁止 ・特定事業者の不当な優先的取扱いの禁止等 ・設備製造事業者等への不当な規律・干渉の禁止	○	○	—	—	—
	接続会計の整理	○	○	○	—	—
接続関連規制	接続約款	認可 〔接続委員会での調査審議等〕	届出	届出	—	—
	接続料算定等	○ 〔接続料規則等〕	〔第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン〕			
相互接続		○	○	○	○	○
MVNOとの接続			〔MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン〕			

②法令への落としみを含め検討

- ・MVNO参入基準の明確化
- ・MVNOの地位の法的担保 等